年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

厚生年金関係 6件

佐賀国民年金 事案 506

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

実家の家業を手伝っていたとき、両親が私の国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料も両親が自分達の分と私の分を一緒に納付してくれていた。 国民年金保険料を納付していた両親は既に亡くなっているが、申立期間が 未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の前後の任意加入者の加入年月日により、昭和54年3月に払い出されたことが推認でき、払出時点において、申立期間は現年度納付が可能な期間である。

また、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料を納付したとされる申立人の両親は、申立期間に係る国民年金 保険料を全て納付している上、後に申立人が結婚した申立人の妻も国民年金に 加入し保険料を結婚後に納付していることが確認できることから、納付意欲の 高かった申立人の両親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付しなかっ たとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間以外の保険料を全て納付している上、申立期間も12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 8 日に支給された賞与において、31 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 31 万 3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月頃

(A社)

② 平成 18 年 12 月

(B社)

国(厚生労働省)の記録では、平成15年4月頃にA社から支給された賞与と、18年12月にB社から支給された賞与の保険料納付の記録が無い。

厚生年金保険料が控除されている旨の記載がある賞与支払明細書を所持しているので標準賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社が保管する申立人に係る賃金台帳及び申立人が所持する賞与支払明細書から、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、31万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間②の賞与支払届を提出し、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、平成15年度第15期賞与が、同年4月頃に支給されたと申立てを行っているところ、A社が保管する賃金台帳から、同賞与は同年3月31日に支給されていることが確認できるが、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは同年4月1日からであり、同年3月31日は、年金給付に反映されない特別保険料として賞与等から厚生年金保険料が控除されていた時期である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から同年10月2日まで

A市内にあったB事業所(現在は、C事業所)に昭和62年10月1日から 平成13年6月30日まで継続して勤務したにもかかわらず、年金事務所で厚 生年金保険の記録を確認したところ、63年10月1日が空白になっており納 得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 62 年 10 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日までの期間、C事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、C事業所が保管する従業員台帳によると、申立人は、時給制臨時従業員として昭和62年10月1日に同事業所D部門に採用された後63年9月30日に雇用を解かれ、新たに同年10月2日に同事業所E部門に任用されていることが確認できる上、同事業所の社会保険事務担当者は、「時給制臨時従業員は、1年を超えない期間で雇用し、再任用に際しては最低1日の未任用期間を置くことになっており、申立期間については社会保険事務所(当時)に再任用手続きどおりの届出をしていると思う。」と供述している。

また、C事業所に係るオンライン記録によると、昭和63年10月2日に資格を取得している20人全員(申立人を含む。)が同年10月1日に資格喪失後取得していることが確認でき、そのうちの1人の同僚は、「申立人と一緒にF職種として同様の勤務形態で勤務した。当時は、任用期間の1年間勤務した後1日空いて再度任用された。そのような契約について前もって説明を受けた。」

と供述している。

さらに、健康保険組合が保管する健康保険組合適用台帳及び健康保険被扶養者届によると、申立人は昭和62年10月1日に健康保険組合員の資格取得、63年10月1日喪失、同年10月2日資格取得、平成元年10月3日喪失、同日資格取得、平成13年7月1日喪失していることが確認でき、申立人のC事業所に係る厚生年金保険の加入記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から10年6月まで

平成5年4月からA事業所に勤務しており、毎年昇給があったにもかかわらず、平成8年10月から10年6月までの標準報酬月額が直前の標準報酬月額より下がっており、実際に受けていた給与額と違うと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成8年、9年及び10年の賃金台帳及び給与等が記載されている職員一覧表によると、申立人の給与(固定的給与)は、当該各年の4月に昇給していることが確認できるが、平成8年及び9年の定時決定における標準報酬月額の算定基礎期間(5月、6月及び7月)の時間外手当額が7年の額と比べて減額していることから、当該算定基礎期間の平均給与額に基づく標準報酬月額は7年の24万円より低い22万円となり、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、上記の賃金台帳によると、申立期間における厚生年金保険料控除額に 見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人が保管する平成8年、9年及び10年の所得税源泉徴収票及び確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額は、上記の8年、9年及び10年の賃金台帳に記載されている健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の年間合計額と全て一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険の資格取得日の記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から同年4月1日まで

② 昭和32年10月1日から33年10月1日まで

昭和30年春に学校を卒業し、同年4月から定時制の学校に通いながら、 昼間はA事業所のB部門でC職種として働いた。厚生年金保険の加入記録が 30年2月1日となっているが、まだ学校に通っており、働いてもいない。

同事業所には昭和30年4月1日から勤務したので、取得日を同年4月1日に訂正してほしい。

また、受験の準備を始めた昭和33年の秋までA事業所に勤務していたので、記録を事実に即した内容に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、A事業所における資格取得日が昭和 30 年5月1日から同年2月1日に訂正されており、備考欄に「会計検査院検査ニョル訂正」の記載が確認でき、また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同被保険者台帳と同様に申立人の厚生年金保険の資格取得日が訂正されており、「(会検)取得年月日訂正」の記載があるところ、年金事務所は、会計検査院の実地検査により、申立人の資格取得日が昭和 30 年5月1日から同年2月1日に訂正されたと説明している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、 申立期間①に係る厚生年金保険の資格取得日を訂正し、加入期間を短縮する記録訂正を認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、申立期間②においてA事業所に勤務していた

と申し立てている。

しかしながら、複数の同僚に申立人の申立期間②におけるA事業所の勤務について照会したところ、これらの者からは、申立人の勤務実態をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

また、A事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」によると、申立人は昭和32年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において申立人が再度厚生年金保険に加入した記録は無い。

加えて、A事業所は申立期間②の賃金台帳を保管しておらず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月頃から23年4月頃まで

昭和22年10月頃から23年4月頃までA社に勤めた。年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、同社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が見当たらないとの回答であった。

同社に勤務したことを記したメモを所持しているので、申立期間を厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が自己の職歴等を記したメモ(記載時期不明)が残っていたことから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は既に死亡しており、申立てを行った申立人の妻も申立期間が申立人との婚姻前のことであるため、申立人の勤務実態等を全く承知していない上、A社は、昭和30年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無く、事業主も既に死亡しており、同僚からの供述も得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は見当たらず、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても、当該事業所に係る厚生年金保険加入記録を示す記載は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月頃から47年6月28日まで

19歳の時(昭和45年)、A県で運転免許を取得し1年間ぐらい地元の会社でB職種として働いたが、20歳になってC県へ行き、すぐにD社のE支店でB職種として勤務した。勤務開始から3か月間ほどして、本社で3週間の再教育を受けた後、F支店で2、3年間は勤務したと思う。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてD社に勤務したと主張している。

しかしながら、G企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金に係る記録によると、申立人は、D社F支店において、昭和47年6月29日に厚生年金基金に加入し、48年12月21日に資格を喪失していることが確認でき、これは申立人のオンライン記録及び同社における雇用保険の記録と一致している。

また、G企業年金基金は、「D社は、申立期間を含む昭和43年1月1日から平成16年6月1日までの期間、厚生年金基金に加入していた。申立期間当時は、厚生年金保険と厚生年金基金は同日加入だったと思う。」と説明している。

さらに、同僚に申立人の申立期間におけるC社での勤務について照会したと ころ、勤務実態をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が所持するD社の労働組合が配布した組合員手帳は、申立期間後の昭和48年に配布されたものであり、また、申立人が所持する同社F支店に関係する写真の日付けは、申立人の厚生年金保険被保険者期間のものであることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

その上、D社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1061 (事案 139 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月頃から32年8月頃まで

(A社)

② 昭和32年9月頃から33年11月頃まで

(B社)

昭和29年9月頃から32年8月頃まで、A社に勤め、同年9月頃から33年11月頃まで、C県D市にあったB社に勤めた。その間、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。申立期間①及び②において一緒に働いた同僚の電話番号が分かったので、当時の事情を聞いてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間①において厚生年金保険の資格を取得した者は一人も見られない上、同社の元事業主が、当時、厚生年金保険に加入していたのは事業主の親族、事務員及び現場監督者であり、現場作業員は厚生年金保険には加入させていなかったと思われる旨の供述を行っていること、また、申立期間②については、申立人の妻の記憶が曖昧であるため、事業所名称と事業内容が類似するD市周辺に所在する複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれも申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名の記載が無いことなどを理由とし、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の妻は、申立期間①及び②において一緒に働いた同僚の連絡先が判明

したので当時の事情を聞いて、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと再申立てを行っているが、当該同僚は申立期間①について、「A社はE業種の会社で、自分と申立人は同じ職場で働いていた。自分は、厚生年金保険に加入していなかったのを承知している。」と供述し、また、当該同僚は申立期間②について、「自分と申立人は、C県F町(現在は、D市)にあったB社に勤務したことがあるが、同社は小さい事業所で、当時、健康保険も無かったし、厚生年金保険にも加入していなかった。」と供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び当該同僚の氏名の記載は無い。

これらのことから、当該同僚の供述は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。